

「箕面市児童育成支援拠点事業」業務委託に関する質問書に対する回答

No.	業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答
1	(別紙1) 仕様書 4. 事業目的	「児童及び家庭 の状況をアセスメントし、学校や教育委員会、福祉部門等の行政機関、社会福祉協議会、 N P O 法人等の民間団体等の関係機関（以下、「関係機関等」という。）へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する」について、具体的には児童相談支援センターや子ども家庭センター、スクールソーシャルワーカー、放課後等デイサービス等との密な連携、ケース会等での情報共有を行い、対象児童だけでなく家庭全体のサポートを、実施団体が主体的に行う、という理解でよろしいでしょうか。	行政機関各部門との密な連携、ケース会議への参加等については、個人情報観点から、必要に応じまず子育て支援室が場を設ける事になると考えています。 対象児童のみではない家庭全体のサポートについても、上記を踏まえ不足の部分については実施団体が主体的に行うという理解で問題ありません。
2	(別紙 1) 仕様書 12. 委託料の精算 (2) 食事に係る精算	「児童及びその保護者のうち別表 1 に該当する世帯から利用料（食費相当分）を都度徴収する」とありますが、実施主体が利用世帯に対し、延滞による督促等も含め直接徴収業務を行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。 利用料の都度払い・月払い、現金徴収制、回数券制など徴収方法は実施団体に委任します。
3	同上	「また、その費用は毎月の委託料からは差し引いて請求する」とありますが、実施団体が請求漏れ等なく適切に対応しているにも関わらず、利用家族から徴収できない場合、その負担は実施団体が負うことになるのでしょうか。	実施団体が有料世帯から徴収業務を行い、督促をしてもなお支払いのない世帯に関しては、市も一緒に督促連絡をし、滞納解消に取り組んでいきます。 長期滞納者については、利用料未払いを理由に退所決定を検討することも含め、仕様書 17. 補則にあるとおり対応を協議していく見込みです。